

令和3年度障害者スポーツ振興事業
「パラスポーツ大会・記録会開催事業」
委託先団体募集要項

1. 助成の目的

全国障害者スポーツ大会は、2019年に開催予定であった第19回茨城大会が台風の影響で中止となり、その翌年に鹿児島県で開催予定であった第20回鹿児島大会、そして本年開催予定であった第21回三重大会は、地域で開催されている予選会も含め、新型コロナウイルス感染症の影響で開催ができていない状況となっている。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数も減少傾向にあり、緊急事態宣言等が発令されていた地域も解除に向けた検討がされているなど、コロナ禍での生活形態も改善に向けた方向にシフトされつつある。

地域では、感染予防策を徹底しながら、小規模な事業から再開に向けた動きが出てきている中、障がい者がスポーツに参加する機会を地域で再び展開するために都道府県内において、全国障害者スポーツ大会個人競技の小規模なパラスポーツ大会・記録会を開催する事業に助成を行う。

本事業により、障がい者が日常的に身体を動かすことの楽しみや爽快感を再び得ると同時に日常的なスポーツ活動の実施に繋げていくことを目的とする。

2. 委託先対象

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、原則、都道府県・指定都市の障がい者スポーツ主管課または同障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

3. 実施形態

- (1) 都道府県・指定都市の障がい者スポーツ主管課または同障がい者スポーツ協会が主催団体、または共催団体となり、事業を実施する。
- (2) 公益財団法人日本パラスポーツ協会は共催団体とする。

4. 対象事業

以下の区分に関わる事業を対象とする(1団体が複数応募することも可)。

※他の助成金との併用、全国障害者スポーツ大会の都道府県・指定都市の予選会を兼ねる大会との併用はできません。

事業区分	内 容
(1)陸上競技	1)参加対象は、都道府県内に在住する障がい者。 (県境をまたぐ往来は避けること) 2)事業区分は7競技とし、その中より選択する。 (1団体が複数競技を応募することも可) 3)原則、全国障害者スポーツ大会競技規則に沿って実施する。 4)感染予防対策の観点から、1日程度で実施できる大会・記録会とし、競技種目を絞って実施する形式でも可。 5)実施の方法として、終日大会・記録会を実施、または午前中に練習会、午後に記録会を実施するという形でも可。
(2)水 泳	
(3)アーチェリー	
(4)卓 球	
(5)フライングディスク	
(6)ボッチャ	
(7)ボウリング	

5. 助成対象となる事業の実施期間

本事業の委託契約締結日～令和4年2月末日(事業完了)

※委託費の支払い以前の実施費用については、委託先団体の立替によるものとする。

6. 募集期間と提出書類

募集期間は次のとおりとする。締切日までに以下の書類を作成し、送付すること。なお、締切り後の受付および書類に不備がある場合は受理できないので注意すること。

【募集期間】 令和3年10月13日(水)～11月12日(金)(必着)

【提出書類】 (1)受託申請書(様式1)
(2)事業計画書(様式2)
(3)予算書(様式3-1、3-2)
(4)開催概要または開催要項(案)、参加申込書(案)、
(5)謝金・旅費・賃金等の規程・規約等

※1 団体が複数の事業区分を応募する際は、優先順位を受託申請書に記載すること。

7. 委託費と対象経費

委託費は、1 競技につき 150 万円までとし、申請内容の規模に応じて決定する。複数の競技を実施する場合は、複数応募することも可能とする。

委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、賃金

* 詳しくは別紙の「経費支出について」をご参照ください。

* 委託費の入金は11月の予定です。

* 本事業では備品の購入はできません。また、支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

8. 選定方法及びその結果

(1) 選定結果については、令和3年11月中旬を目途に文書をもって知らせる。

(2) 他の機関の助成等を受けて該当事業を実施することとなった場合は、採択後であっても受託申請を辞退すること。

(3) 選定結果に関するいかなる問い合わせ等については答えられない。

9. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、以下の書類を提出すること。

(1) 委託契約書…内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに 2 部提出すること。

(2) 請求書…事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

10. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会との委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

11. 開催要項

開催要項は、以下の項目を含め作成すること。ただし、大会・記録会の実施内容の特性により記載内容および順が一部異なる、または記載項目が追加されていても差し支えない。

(1)目的 (2)主催 (3)後援 (4)協力 (5)期間 (6)会場 (7)タイムテーブル (8)参加対象者 (9)定員 (10)参加料 (11)申込み先 (12)問い合わせ先 (13)参加者の決定 (14)安全対策(保険など) (15)個人情報の取扱い (16)その他

注) 共催に「公益財団法人日本パラスポーツ協会」を明記すること。

12. 参加料

参加料は、今回の趣旨を踏まえ徴収しなくても良いが、徴収する場合、金額については主催団体が今までに実施している大会・記録会等の実績を参考に協議し決定すること。ただし、参加料を徴収した場合は事業経費の収入として取扱うこと。

13. 記録会の成績結果の公表

受託団体は、参加選手の成績結果を大会・記録会の終了後に日本パラスポーツ協会へ届け出ること。日本パラスポーツ協会では、各受託団体から収集した結果をまとめ、成績(ランキング)一覧を作成し、ホームページにて公表する予定(陸上競技および水泳の記録については、記録会での計時が電動計時か手動計時かによって分類し公表予定)。

14. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から1カ月以内又は令和4年2月末日(消印有効)のいずれか早い日までに提出すること。

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、令和4年4月10日までにスポーツ庁に提出する。

(1)完了報告書

完了報告書は、委託先団体の長が押印して提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(2)決算書

決算書は、領収書及び納品書のコピーを添付し提出すること。また決算書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

※その他、事業報告に関する詳細については、追って連絡する。

15. 問合せ先及び送付先

公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部

担当：小島・富永

E-Mail: t-kojima@parasports.or.jp(小島)

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6-3F

TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213

問合せ時間 月曜～金曜 9:30～17:45